

明治三陸津波後の移住と集落再建の選択 —宮城県的事例を中心に—

西脇 千瀬¹・奥村 誠²

¹非会員 東北大学災害科学国際研究所 (〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1)
E-mail: chise.nishiwaki.a6@tohoku.ac.jp

²正会員 東北大学災害科学国際研究所 (〒980-0845 仙台市青葉区荒巻字青葉468-1)
E-mail: mokmr@tohoku.ac.jp (Corresponding Author)

明治29 (1896) 年の明治三陸津波後に、被災した集落は周囲の高台などを含めた現地周辺で再建された。しかし当時は国内外への移住が奨励された時代であり、大きな災害を受けた後に集落単位での移住を行うことも珍しくはなかった。本研究では宮城県において、なぜ移住ではなく、現地再建が選択されたのかについて、当時の新聞資料を中心に調査を行った。その結果、重要産業である漁業の維持を背景とする勝間田宮城県知事の指示が、直接的な理由となっていたことを明らかにした。

Key Words : *tsunami, reconstruction, migration.*

1. はじめに

平成 23 (2011) 年東日本大震災で甚大な津波被害があった東北地方三陸沿岸地域は津波の常襲地帯であり、近代以降だけでも明治 29 (1896) 年の明治三陸津波、昭和 8 (1933) 年の昭和三陸津波、昭和 35 (1960) 年のチリ地震津波を経験している。これらの津波の後には、時代に応じ将来予想される津波に対する予防策がとられてきた。特に昭和三陸津波後には国による費用の補助を背景として多くの被災集落で高台移転により集落再建を実施したことが知られている。

一方明治三陸津波では国による支援は殆どなかったものの、宮城県では集落の高台移転を推奨し、更に「海嘯罹災地善後事務所弁規程」を出し、被害が大きかった集落に県の職員を派遣して家屋の再建や高台移転を支援している¹⁾。その結果少なくとも 6 集落で高台移転が行われた。このような宮城県における行政主導の対応について岡村健太郎は「近代復興の萌芽を見出すことも可能であろう」と評している²⁾。

しかし、明治三陸津波が発生した時期には、災害を契機とした集落単位の移住は珍しくなかった。明治 22 (1889) 年の奈良県十津川水害による北海道移転が有名であるが、北海道大学の調査によれば明治 15 (1882) 年から昭和 5 (1930) 年の間に災害を契機とした北海道への移住が 40 件以上あり、更に明治三陸津波が発生した明治 29 (1896) 年には 6 件、翌明治 30 (1897) 年には 12 件

と特に多くなっている³⁾。また、明治・大正期に宮城県から北海道に移住した延べ人数は、全都道府県の中でも 5 番目に多く⁴⁾、当時の宮城県において移住した人々の存在は珍しくなかったと思われる。

後述するように、このような時代背景を受けて、明治三陸津波後の宮城県において集落単位での移住という提案が見られたものの、結局は元の集落地やその周辺での再建が選択された。このような集落の現地再建の選択は、例えば山口弥一郎が「日本の家や村は全滅に瀕するような災害をうけても、容易に亡びてしまうものではない」、「我らの郷土はそれほど根強く、国土に根を下ろしている」と書くように⁵⁾、沿岸地域の人々の「先祖伝来の土地を守る」という価値観に根ざしたものとして理解されてきた傾向があり、更にこのような理解は現代の復興の在り方にも少なからず影響を与えている。しかし、漁業者はそもそも歴史的に移動性に富んでおり、また三陸地域は耕地も乏しく自らの土地をほとんど持たずに漁業を専業にしていた人も少なくなかった。そのような状況でなぜ「移住」ではなく、現地再建が選択されたのだろうか。その背景から、当時の復旧・復興において何が重視されていたのか明らかになると考えられる。

本研究では、明治三陸津波において移住ではなく集落再建が選択された経緯について、集落再建において行政の支援があった宮城県を中心として分析することを目的とする。

2. 使用した資料

明治三陸津波発生後、高台移転に対する支援を始めとする県が行った施策については『宮城県海嘯誌』⁹⁾に詳しく記載されている。ただし、施策決定までの議論のような経緯については触れられていない。

本研究では、発災後、集落再建に関してどのような言説があったかを調査するため、当時の新聞を資料として用いた。宮城県の地域紙である奥羽日日新聞は明治期の地域の主要紙であった。明治三陸津波では直後から現地に特派員を派遣し、連日大きく報道しており記事も豊富である。

明治 11 (1878) から明治 24 (1891) 年まで宮城県知事を務めた松平正直は知事交代事務引継書の中で「本県布令は奥羽日々新聞に掲載するを以て公布式と定め、地方費中諸達書及掲示諸費より掲載料として各郡市長村等に配布する大凡その部数に依り一定額の金員を該新聞社に下付せり」と記しており⁷⁾、奥羽日日新聞と県の結びつきは強く、県の情報をかなり正確に得ていたものと考えられる。

なお新聞記事の引用文は旧漢字や旧仮名遣いは現代表記に改め、適宜句読点を追加し斜体になっている。

3. 集落再建に関する記事

(1) 移住という選択肢

明治 29 (1896) 年 6 月 15 日の夜、明治三陸津波が発生し沿岸地域に甚大な被害をもたらした。奥羽日日新聞は 6 月 17 日から被害の様子を伝え始めている。当初の記事には津波襲来の様子や、被害者数、現地の惨状等が多いが、6 月 25 日には多くの被災地を抱えた本吉郡の郡長の談話として以下のように伝えている。

「今や匆卒の際にて、善後策に関しては未だ何等の考えも出でざれど、老幼男女大半は死亡し、家屋田畠船舶漁具等悉皆烏有に帰したる今日なれば、被害地方をして罹災前の如く、漁業その他に従事し、他人の力に依らずして独立の生活をなさしめんには少なくとも三十年を経ざれば旧形に復せざるべし。或いは他地方より窮民を移住せしめて漁業に従事せしむるの上策なるを説く者あれど、罹災者を他方に移住せしむるは格別、わざわざ何一つなき無人の郷に來りて新たに業を起さんとする者は到底一人もなかるべし」⁸⁾

被災直後であり将来を見通すことができない状況ではあるが、あまりにも被害が大きく集落の再建には長い時間が予想され、むしろ「罹災者を他方に移住せしむる」ことならばあり得るという認識が表れている。

更に 6 月 28 日には「台湾移住を奨励せよ」という社説が掲載されており、その中に

「宮城、岩手、青森三県沿海數十村における罹災の難民、これを如何に処置せば将来飢寒を免かれしむるのを得るやと謂うに、ただ台湾に移住せしむるの一途あるのみ」

と書かれている⁹⁾。記事は更に

「台湾は後來大いに我内地人民を移植せざるべからざるの所にして、その漁業は大いに発達を図るべき事項に属す。而して三県の被害地は、従来漁業を以て世に聞こえたる場所にして、罹災者の中、屈竟の漁夫数千人を有す。すなわちこれを台湾島に移して漁業に従事せしめんか。一は以て水産の利原を開きて、国富を増加することを得、一は以てこの不幸の人民をして衣食を得るに易からしむ。これ実に国民民福を同時に増進するものにて、一挙兩得の方案というべきなり」と続く。

明治三陸津波の前年である明治 28 (1895) 年、日清戦争が終結し台湾が割譲された。明治 41 (1908) 年には台湾への漁業移民奨励事業が開始され西日本を中心に多くの漁業者が移住したことが知られている。また近世から近代には北海道の開拓使としての漁業移住の例もあり¹⁰⁾、そのような社会的背景を踏まえた提案であったと考えられる。また記事の後半には

「かつて大和国十津川郷の大洪水の惨害に罹るや、政府は出格の保護を与えて北海道に移住せしめし」

と記されている。この記事の文脈は政府に対し十津川水害と同様の再建費用の補助を求めるものであったが、一方で災害時に移住という選択肢がとられてきたという認識があったことが窺われる。

また、三陸の津波とは異なるものの、同年の 10 月には地方官会議において拓殖事務次官がこの年に発生した全国的な大水害を受け

「今回各府県下における水害にて、住民の居を失い産を傾け衣食の資に乏しくして岐路に彷徨する者は、なるべくこの際同道へ移住する法便利ならん」¹¹⁾

との意を示したという記事があり、当時被災した人々に対し積極的に北海道への移住を勧める声があったことを確認できる。

(2) 現地再建という方針

6 月 22 日に東京を発ち、被災地の視察を行っていた板垣内相は 7 月 4 日帰京し、8 日には内相官邸にて津波の被災地に対する善後策について臨時会議を開いた。ここには青森、岩手、宮城の被災 3 県の知事も参加し意見を述べている¹²⁾。ただし、記事では会議で交換された意見に関しては触れられていない。

7 月 11 日の奥羽日日新聞には進歩党の「海嘯善後策」

というタイトルの記事が載っている。記事には急性期を過ぎた第 2 期における善後策として

「流失戸数七千六百余、流潰戸数一千四百余、計八千余の戸口を離散廢絶せんとするを放棄すべからず。宜しく適當の方法を講じて戸数の廢絶を防ぎ、町村を減ぜず海産復旧の救済を為すは国家の務めたるべし」

と書かれている¹³⁾。当時は伊藤博文による第 2 次伊藤内閣末期であり自由党と連携していた。進歩党によるこの善後策提示の趣旨は主に政府の救援金が不十分であるという批判ではあるが、被災した家々の廢絶を防ぎ町村を減ずるな、と書かれており、現地での集落再建が前提とされていることがわかる。

7 月 26 日には藤澤宮城県会議長の「海嘯被害地視察談」という記事がある。そこには

「被害地の影響はひとりその町村のみならず、施きて一県一國に及ぶは勿論なり。何となればこれ等被害地は何れも海産物の名区にして、所謂本邦の宝庫たり。故にこれが快復を図るは唯にその罹災者の為のみならず、実に国家經濟の為なりといわざるを得ず」

と書かれており¹⁴⁾、三陸の漁場の豊かさを背景として漁村の再建の必要性を語っている。

8 月 6 日の紙面には、被災した本吉、牡鹿、桃生三郡の郡長にむけて勝間田宮城県知事が発した訓令が掲載されている¹⁵⁾。記事中には「海嘯善後要件」として、家の再建時にはなるべく高地を選ぶように等といった指示が 9 項にわたり示されており、その 5 項には

「罹災民の内、多少の家族を亡い、また主として一家の生活を維持したる壯丁を失いたる農工商売、或いは従前の營業を転じ他業に移らんとする者あるやも知るべからず。然るに従来慣習経験ある營業を転ずるは甚だ不得策たるを免れず、殊に漁業、農業者の如きは他業に転ぜざる様誘導するを要す」

とある。また 6 項には

「多く人口を減じたる部落といえども、その部落は以前存在せしめ、たとえ数戸の部落となるも他の部落と合併し、ある部落を滅亡せしむる如きは甚だ得策にあらず。部落開闢の始めに遡れば数戸もしくは数人より成立せしものなれば、僅少の戸口に減したるものといえども、必ず合併を要せざるべし」

と書かれている。知事から郡長に対し、戸数を減らすことなく集落の再建を行うようにという明確な指示があったことが確認できる。

また岩手県の事例になるが、岩手県両石では、被災者が他地域へ移住しようとしていることを知った鶴住居村の村役場収入役であり、被災地の支援にあたった授産世話掛が有志と共に被災者一同を呼び出し、懇々と移住してはいけないと諭し、更には名簿を作り、従来通りこの地に住む者は名簿に調印せよ、他に居住するものは直ちにこの地を立ち退くようにと命令したという¹⁶⁾。この

「授産世話掛」とは被災地支援のために県が各集落に派遣、或いは任命したものである。

4. 考察とまとめ

以上、数は多くないものの、当時の新聞記事から集落単位での移住に言及したものが確認できた。国による国内外への移住の推奨もあり、当時の社会において移住は珍しくないものであり、被災集落がとりうる選択肢として認識されていたことがわかる。

一方で、宮城県知事による訓令では集落の現地再建を指示していた。集落同士の合併も認めず、必ず各集落をそれぞれ再建させ、また職業も変更させないように誘導するようにと要求している。1 で記した宮城県における被災地支援のための「海嘯罹災地善後事務所弁規程」は、知事の訓令の記事が掲載された 9 日後の明治 29 (1896) 年 8 月 15 日に出されており、訓令を下敷きとして作成されていると考えられる。

岩手県の事例では、県から任命された授産世話掛が移住を阻止していることになり、記事からだけでは判断できないものの、阻止の背景には県からの指示があったのではないかと思われる。宮城県において被災地へ派遣された職員にも同様の指示が存在した可能性がある。宮城県の被災地において実際に移住を希望する人々がいたかどうかはわからないが、少なくとも移住という選択肢がとられなかった大きな理由として県の方針があったことがわかる。更に進歩党の善後策等を鑑みると、国としてもその方針を支持していたとも考えられる。

この県の現地再建の方針の背景として、三陸地域において漁業が重要な産業であったことが挙げられるだろう。2 で引用した「知事交任事務引継書」において松平正直は、宮城県における重要な物産は米・豆、蚕糸、海産であり、概ねこの 3 つで經濟を維持している、と書いている¹⁷⁾。津波被害が大きかった地域は宮城県の沿岸の中でも特に漁業の盛んな地域であり、県における重要な産業でもあった。復旧が必要な農地と異なり、漁業は漁具さえ確保出来ればすぐに再開でき、藤澤県会議長の談話にもあるように豊かな漁場を失うのは得策ではなかったのだろうと考えられる。

以上、本研究をまとめると、明治三陸津波当時において災害を契機にした集落単位での移住は珍しいことではなく、実際に選択肢として言及されていた。しかし、県知事による訓令により移住は阻止され、集落の再建が選択されることになった。この宮城県知事の訓令は先行研究に取り上げられたことはなく、本稿が初出である。

当時、漁村の人々は「先祖伝来の土地を守る」という

価値観を持っていたわけではなく、むしろ県の産業として漁業が重要であったために、移住ではなく集落の再建が選択されたと考えられる。

近代における人口移動の増加や、近代化、都市化といった社会的背景、或いは郷土教育や唱歌といった国家の要請によって、「故郷」や「郷土」といった概念が一般に広まっていった¹⁸⁾。唱歌「ふるさと」が発表されたのは大正 3 (1914) 年であり、まさに明治三陸津波から昭和三陸津波までの時期にあたる。このような流れの中、「津波災害に負けず先祖伝来の土地を守ってきた」という物語も、津波後のこういった施策を通して形成され、次第に被災地の住民の人々が自分たち自身による価値観であるように内面化していった可能性がある。現代において災害後に復旧・復興を考える場合には、このような語りを所与のものとはせず、様々な角度から捉えていくことが必要とされるのではないだろうか。

参考文献

- 1) 宮城県:宮城県海嘯誌, p292, 1903.
- 2) 岡村健太郎:「三陸津波」と集落再編, p92, 2017.
- 3) 北海道大学大学院農学研究院 国土保全学研究室:災害を契機とした移住事例, <http://www.agr.hokudai.ac.jp/kokudo-hozen/documents/immigration.pdf>.

- 4) 桑原真人:近代北海道史研究序説, p68, 1982.
- 5) 山口弥一郎:津波と村(復刊), p170, 2011.
- 6) 宮城県:宮城県海嘯誌, 1903.
- 7) 宮城県:知事交任事務引継書(松平知事), 宮城県公文書館, 1891
- 8) 奥羽日日新聞, 明治29(1896)年6月25日, 宮城県図書館蔵.
- 9) 前掲紙, 明治29(1896)年6月28日.
- 10) 斎藤兵市:漁民生活史の研究 北海道漁村の事例研究, 社会学評論8巻3号, pp85-106, 1958.
- 11) 奥羽日日新聞, 明治29(1896)年10月17日, 宮城県図書館蔵.
- 12) 前掲紙, 明治29(1896)年7月10日.
- 13) 前掲紙, 明治29(1896)年7月11日.
- 14) 前掲紙, 明治29(1896)年7月26日.
- 15) 前掲紙, 明治29(1896)年8月6日.
- 16) 岩手県南・西閉伊郡役所:岩手県陸中国 南閉伊郡海嘯記事.(津波デジタルライブラリ <https://tsunami-dl.jp/document/025>による)
- 17) 宮城県:知事交任事務引継書(松平知事), 宮城県公文書館, 1891
- 18) 成田龍一:「故郷」という物語, 1998.

(?)

CHOICE BETWEEN EMIGRATION AND LOCAL REBUILDING OF THE VILLAGES AFFECTED BY THE MEIJI SANRIKU TSUNAMI - FOCUSED ON THE MIYAGI PREFECTURE -

Chise NISHIWAKI, Makoto OKUMURA

Villages damaged by the Meiji Sanriku Tsunami (1896) were rebuilt around the same area, including the surrounding higher ground. However, at that time, migration to other parts of Japan and abroad was encouraged, and it was not uncommon for communities to move to other areas after a major disaster. In this study, local reconstruction was chosen over emigration in Miyagi Prefecture, focusing on newspaper materials of the time. As a result, it was clarified that the direct reason was the order of Governor Katsumada of Miyagi Prefecture to maintain the fishing industry, which was an important industry, there.